

可燃ごみの共同処理及び広域支援への感謝について(市長報告)

令和2年3月24日に開催されました令和2年第1回小金井市議会定例会本会議において、市長報告を行いましたので、その全文をお知らせします。

本日は、令和2年第1回定例会最終日の大変貴重な時間に、市長報告の機会をいただきありがとうございます。

はじめに、令和元年度の本市の可燃ごみ処理に御支援をいただいている稲城市、狛江市、府中市、国立市を構成団体とする多摩川衛生組合、三鷹市、調布市を構成団体とするふじみ衛生組合及び国分寺市の各施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様に心から御礼申し上げます。また、多摩地域における廃棄物の最終処分場の運営に関し、御理解、御協力をいただいている日の出町の皆様に改めて感謝を申し上げます。

そして、日頃からごみの減量や分別に御理解と御努力をいただいている市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、日野市、国分寺市及び小金井市が構成団体である浅川清流環境組合では、新可燃ごみ処理施設整備事業を進めているところですが、あと1週間ほどで新可燃ごみ処理施設の本格稼働を迎えることとなります。可燃ごみの共同処理につきましては、平成24年4月に本市が日野市に可燃ごみの共同処理を申し入れてから、この間、様々な段階を経て、令和元年12月19日から、新可燃ごみ処理施設の試運転に伴う可燃ごみの搬入を開始しました。試運転期間中は、様々な性能試験を実施し、最終確認を同組合と事業者の間で行い、今月末には竣工し、4月1日から本格稼働する運びとなります。

可燃ごみの共同処理を申し入れてから約8年、本格稼働を迎えるまでの段階となりましたのも、新可燃ごみ処理施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民の皆様及び関係者の皆様の御理解、御協力によるものであり、深く感謝を申し上げます。

一方、広域支援につきましては、平成19年4月以降、本市の可燃ごみは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、その全量の処理をお願いしてまいりましたが、平成21年度には、相互扶助の観点からの緊急的な支援をしていただき、平成22年度から平成25年度までにつきましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱を改正していただいた上での暫定的な支援をしていただきました。平成26年度からは、平成26年1月に「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結したこと等により、改正前の同要綱による支援として、令和元年度まで御支援をいただいております。この間、本市の可燃ごみ処理の支援に当たりましては、多摩地域の全団体の皆様に御理解と御協力をいただいております。

「三多摩は一つなり」の理念の下、13年間に及ぶ長きにわたり、本市への多大なる御理解と御協力をいただきました全ての施設周辺にお住まいの皆様並びに東京都及び多摩地域の全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

4月1日から新可燃ごみ処理施設が本格稼働することとなりますが、本市は、今後も浅川清流環境組合の構成団体として与えられた役割と責任を果たしていく所存です。また、多摩地域の皆様からいただきました御厚情及び本市の可燃ごみ処理の経過を忘れず、引き続き、ごみの減量・資源化の推進に努めてまいりますので、市民・事業者・市議会議員の皆様には、今後も御理解・御協力いただきますよう改めてお願いをいたしまして、私からの報告とさせていただきます。

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働開始について

3市（日野市・国分寺市・小金井市）で設立した浅川清流環境組合において建設を進めてきた可燃ごみ処理施設は、令和2年4月1日から本格稼働を開始しました。改めまして、施設周辺にお住まいの皆様をはじめとする日野市民の皆様および関係者の皆様に深く感謝申し上げます。小金井市の可燃ごみは、日野市内で処理されていることから、施設周辺にお住まいの皆様および関係者の皆様のご負担を軽減するため、さらなるごみの減量、資源化の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、市報4月15日号に掲載しました浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の見学につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現在、見学受付開始を見合わせております。見学受付の開始時期が決まり次第、市報、市ホームページ等でお知らせいたしますのでご理解・ご協力をお願いいたします。



危険

乾電池・リチウムイオン電池等の分別の徹底をお願いします

市内で回収したプラスチックごみに電池が混入していたことから、日本容器包装リサイクル協会指定処理施設で資源化処理中に発火する事故が、昨年度は令和元年8月から2年1月の間で8件発生しました。また、今年度は令和2年4月から6月の3か月間で6件の発火する事故が発生しており、昨年度よりも早い段階で混入が確認されています。火災や爆発等の事故が発生すると、一定時間リサイクル処理が滞り、作業員の方の怪我や施設を損壊する可能性も高く、非常に危険です。

多くの充電式の製品には、リチウムイオン電池が内蔵されています。リチウムイオン電池が取り出せる場合は、リチウムイオン電池の回収を行っている販売店にお持ちください。電池が取り出せない小型家電やおもちゃなどは、必ず「電池あり」と袋に表記し、「燃やさない

ごみ」として出してください。乾電池は、透明か半透明の袋に入れて、「有害ごみ」として出してください。また、ボタン電池や充電式電池は市では回収できませんので、リチウムイオン電池と同様、回収している販売店にお持ちください。電池類の分別にご理解とご協力をお願いします。

【リチウムイオン電池が内蔵されている代表的なもの】

加熱式たばこ、スマートフォン、電動歯ブラシ、ハンディークリーナー、電気シェーバー、モバイルバッテリー

※分別方法等でご不明な点がございましたら、ごみ対策課までお問い合わせください。



市内で回収したプラスチックごみに混入され発火した電池類